

大阪府住宅まちづくり部の国際競争入札案件における特定建設工事共同企業体取扱運用指針

住宅まちづくり部公共建築室

(趣旨)

第1 この指針は、住宅まちづくり部公共建築室が発注する建設工事に係る競争入札のうち、国際競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年372号）の規定が適用される一般競争入札）の対象となる建設工事を発注するにあたり、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2 この指針の対象工事は、予定価格が22.9億円（税込み）以上の次の各号に定める工事とする。

- 一 建築一式工事
- 二 電気工事
- 三 管工事

(構成員の要件)

第3 特定JVの結成については、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 特定JVの全ての構成員は『大阪府の建設工事一般競争入札【特定調達契約】参加資格登録を受けている者に限る。
- 二 建設工事に応じた特定建設業の許可と経営事項審査点数が下表の点数以上であること。

建設工事の種類	経営事項審査点数
建築一式工事	1000点
電気工事	950点
管工事	950点

- 三 代表構成員は経営事項審査点数が1200点以上あること。

(構成員数)

第4 特定JVの構成員の数は、下表に定めるところによるものとする。

予定価格(税込み)	22.9億円以上 50億円未満	50億円以上
構成員数	2～3者	3～5者

(構成員あたりの出資比率)

第5 特定JVの構成員あたりの出資比率は、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上、4者の場合15パーセント以上、5者の場合12パーセント以上とする。

(その他)

第6 この指針に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、大阪府住宅まちづくり部競争入札審査会建築部会で決定する。

(附則)

この指針は、平成25年3月14日から施行する。

(附則)

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は、平成30年4月1日から施行する。